

防衛大学校同窓会会費に関する細則

防衛大学校同窓会会則第35条に基づき、防衛大学校同窓会会費に関する細則を次のとおり定める。

(会費の金額)

第1条 会費の金額は、次のとおりとする。

(1) 普通会費 防衛大学校本科卒業時における3尉俸給月額(1号俸)の1/4(1,000円未満切捨)なお、一般大学卒業者で防衛大学校研究科を終了した者は、当該年度の3尉俸給月額(1号俸)の1/8(1,000円未満切捨)

(2) 特別会費 代議員会が定める金額

(普通会費の納入の要領)

第2条 普通会費は、前条(1)項に定める会費額を次により原則として一括納入するものとする。

(1) 防衛大学校本科学生については、防衛大学校卒業時から3尉任官相当時までの間(入会年度)に納入する。

(2) 研究科学生(本科卒業生を除く。)については、研究科卒業時(入会時)に納入する。

(3) 上記以外の会員については、入会時に納入する。

2 前項に定める会費の納入を遅延した会員は、次により会費を納入するものとする。

納入会費=普通会費額-既納入額+遅延金(※)

※遅延金=1,000円×(完納年度-前項に定める納入すべき年度)

(遅延金の上限額を57,000円とする。)

(特別会費の納入要領)

第3条 特別会費の納入要領は、理事会が必要の都度これを定める。

(外国人会員の会費)

第4条 外国人である会員の会費については、当分の間徴収しない。

(会費未納者)

第5条 会費未納者は、会員としての特典に制限を受けることがある。

付則

1 本細則は、平成27年4月1日から施行する。

2 防衛大学校同窓会会則(昭和62年11月9日制定、平成18年4月1日改正)に基づく細則(平成18年4月1日施行)は、平成27年3月31日をもって廃止する。

3 本細則第2条第2項は、平成28年4月1日より一部改定し、平成33年度末まで試行する。